

税 目	内容	細 目	適用時期						
個人課税 (所得税・住民税)	I. 住宅・ 土地 税制	<p>1. 住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設</p> <p>(1) 三世帯同居改修工事等に係る借入金に係る所得税額控除額の特例</p> <p>① 概要 自己の所有する居住用の家屋につき<b>一定の三世帯同居改修工事を含む増改築等</b>（以下「三世帯同居改修工事等」という。）をし、その居住用の家屋を<b>平成28年4月1日</b>から平成31年6月30日までの間にその者の居住の用に供した場合を「特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例」の対象に追加し、その三世帯同居改修工事等に充てるために借り入れた次に掲げる住宅借入金等の年末残高（<b>1,000万円を限度</b>）の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除する。この特例は、「住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」との選択適用とし、控除期間は<b>5年</b>とする。</p> <table border="1" data-bbox="600 817 1425 1009"> <thead> <tr> <th>適用対象住宅借入金等の区分</th> <th>控除割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. 一定の三世帯同居改修工事に係る工事費用(注)に相当する住宅借入金等</td> <td>年末残高の<b>2%</b></td> </tr> <tr> <td>ロ. イ以外の住宅借入金等の年末残高</td> <td>年末残高の<b>1%</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <b>250万円</b>を限度とする。</p> <p>② 一定の三世帯同居改修工事 ①調理室、②浴室、③便所又は④玄関のいずれかを<b>増設</b>する工事(改修後、①から④までのいずれか2つ以上が複数となるものに限る。)であって、その工事費用の合計額が<b>50万円</b>を超えるものをいう。なお、補助金等の交付がある場合には、その補助金等の額を控除した後の金額が50万円を超えるものをいう。</p> <p>③ 適用対象となる住宅借入金等 償還期間<b>5年</b>以上の住宅借入金等とする。</p> <p>④ 証明書の発行機関 三世帯同居改修工事等の証明書の発行は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築士事務所 に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が行うものとする。下記(2)①において同じ。</p> <p>⑤ その他の要件 上記以外の要件は、現行の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の要件と同様とする。</p> <p>⑥ 2以上の増改築等をした場合 2以上の増改築等をした場合の控除額の計算の調整措置その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 既存住宅に係る三世帯同居改修工事をした場合の所得税額の特別控除</p> <p>① 概要 自己の所有する居住用の家屋につき<b>一定の三世帯同居改修工事</b>をして、その居住用の家屋を<b>平成28年4月1日</b>から平成31年6月30日までの間にその者の居住の用に供した場合を「既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除」の適用対象に追加し、その三世帯同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額（<b>250万円を限度</b>）の<b>10%</b>に相当する金額をその年分の所得税の額から控除する。</p> <p>② 一定の三世帯同居改修工事 ①調理室、②浴室、③便所又は④玄関のいずれかを<b>増設</b>する工事(改修後①から④までのいずれか2つ以上が複数となるものに限る。)であり、その工事に係る標準的な工事費用相当額が<b>50万円</b>を超えること等の要件を満たすものをいう。なお、補助金等の交付がある場合には、その補助金等の額を控除した後の金額が50万円を超えるものをいう。</p> <p>③ 標準的な工事費用相当額 三世帯同居改修工事の改修部位ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額にその三世帯同居改修工事を行った箇所数を乗じて計算した金額をいう。</p>	適用対象住宅借入金等の区分	控除割合	イ. 一定の三世帯同居改修工事に係る工事費用(注)に相当する住宅借入金等	年末残高の <b>2%</b>	ロ. イ以外の住宅借入金等の年末残高	年末残高の <b>1%</b>	※付録①参照
適用対象住宅借入金等の区分	控除割合								
イ. 一定の三世帯同居改修工事に係る工事費用(注)に相当する住宅借入金等	年末残高の <b>2%</b>								
ロ. イ以外の住宅借入金等の年末残高	年末残高の <b>1%</b>								

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 住宅・土地税制 (続)</p>	<p>④ その他の要件                      イ. その年の前年以前3年内の各年分において本税額控除の適用を受けた者は、その年分においては本税額控除の適用はない。                      ロ. その年分の<b>合計所得金額が3,000万円</b>を超える場合には、本税額控除は適用しない。                      ハ. 確定申告書にその控除に関する明細書、三世帯同居改修工事が行われた家屋である旨を証する書類及び登記事項証明書その他の書類の添付がある場合に適用するものとする。                      ニ. 本制度は「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」又は「特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例」の適用を受ける場合は適用しない。</p> <p><b>2. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設</b></p> <p>(1) 概要                      相続開始の直前において被相続人居住用家屋（注1）及びその相続開始の直前においてその被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を、その相続により取得をした個人が、<b>平成28年4月1日</b>から平成31年12月31日までの間に、次に掲げる譲渡（注2）をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の<b>3,000万円特別控除</b>を適用することができることとする。                      （注1）相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋で、<b>昭和56年5月31日以前</b>に建築された家屋（区分所有建築物を除く。）のうち、その相続開始の直前においてその被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものをいう。                      （注2）その相続時からその相続の開始があった日以後<b>3年を経過する日の属する年の12月31日</b>までの間にしたもので、かつ、その譲渡対価の額が<b>1億円以下</b>であるものに限る。</p> <p>① その被相続人居住用家屋で次に掲げる要件を満たすものの譲渡又はその被相続人居住用家屋とともにするその敷地の用に供されている土地等の譲渡                      イ. その相続時からその譲渡時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。                      ロ. その譲渡時において地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合するものであること。</p> <p>② その被相続人居住用家屋で次のイの要件を満たすものの除却をした後におけるその敷地の用に供されていた<b>土地等</b>で次のロの要件を満たすものの譲渡                      イ. その相続時からその除却時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。                      ロ. その相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。</p> <p>(2) 適用上の留意点                      ① 上記(1)の譲渡対価の額とその相続時からその譲渡をした日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にその相続に係る相続人が行ったその被相続人居住用家屋と一体としてその被相続人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の譲渡の対価の額との合計額が1億円を超える場合には、本特例は適用しない。                      ② 本特例は、確定申告書に、地方公共団体の長等のその被相続人居住用家屋及びその被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等が上記(1)①又は②の要件を満たすことの確認をした旨を証する書類その他の書類の添付がある場合に適用するものとする。                      ③ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例との選択適用とするほか、居住用財産の買換え等の特例との重複適用その他所要の措置を講ずる。</p> <p><b>3. 制度の延長又は拡充されたもの</b></p> <p>(1) 特定居住用財産の買換え・交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例適用期限を<b>2年</b>延長する。                      (2) 居住用財産の買換え等場合譲渡損失繰越控除適用期限を<b>2年</b>延長する。</p>	<p>※地方税についても同様とする。</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 住宅・土地税制 (続)</p>	<p>(3) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等 適用期限を<b>2年延長</b>する。</p> <p>(4) <b>非居住者の住宅取得等に係る措置</b> 次に掲げる住宅取得等に係る措置について、現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の新築若しくは取得又は増改築等をした場合についても適用できることとする。</p> <p>① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 ② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 ③ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 ④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 ⑤ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 ⑥ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の重複適用に係る特例 ⑦ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例</p> <p>4. 制度の縮減されたもの</p> <p>(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用対象となる「省エネ改修工事に係る省エネ要件の緩和措置」を適用期限の到来をもって廃止する。</p>	<p>※1. 非居住者が平成28年4月1日以後に住宅の新築若しくは取得又は増改築等をする場合につき適用する。 ※2. 地方税についても同様とする。</p>
	<p>II. 金融・証券税制</p>	<p>1. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)の拡充</p> <p>(1) 非課税適用確認書の交付申請書 基準日における国内の住所の記載及び当該住所を証する書類の添付を不要とする。これに伴い、平成30年以後の勘定設定期間を、平成30年1月1日から平成35年12月31日までとする。</p> <p>(2) 非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出 平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を平成29年10月1日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号をその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしているものは、同日にその金融商品取引業者等の営業所の長に対し、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間が記載されるべき非課税適用確認書の交付申請書の提出をしたものとみなす。 ただし、その居住者等からその金融商品取引業者等の営業所の長に対し、平成29年9月30日までに、非課税適用確認書の交付申請書の提出があったものとみなされることを希望しない旨の申出があった場合には、この限りでない。 なお、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その居住者等に対し、平成29年10月15日までに、非課税適用確認書の交付申請書が提出されたこととなる旨の通知をしなければならない。</p> <p>(3) 出国により非課口座を廃止する場合の措置 非課税口座を開設している居住者等が出国により非課税口座を廃止する場合において、その者が出国の日の3月前の日における有価証券等の価額により国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用を受けるときは、その非課税口座内の上場株式等を、出国の日の3月前の日の価額により譲渡し、かつ、再び取得したものとして譲渡所得等の非課税措置を適用する。</p> <p>2. 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算等 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例又は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用により行ったものとみなされた譲渡を加える。</p>	<p>※左記(1)の改正は、平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書につき適用する。</p> <p>※左記(3)の改正は、ジュニアNISAについても同様とする。</p>

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>Ⅱ. 金融・証券税制(続)</p>	<p><b>3. 告知又は告知書への個人番号記載不要措置</b>                  個人が次に掲げる告知又は告知書の提出（以下「告知等」という。）をする場合において、その告知等を受ける者が、その告知等をする者の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その告知等をする者は、その告知等を受ける者に対して、その告知等をする者の個人番号の告知又は告知書へのその者の個人番号の記載を要しないものとする。                  ① 利子・配当等の受領者の告知                  ② 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出                  ③ 譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出                  ④ 株式等の譲渡の対価の受領者の告知                  ⑤ 交付金銭等の受領者の告知                  ⑥ 償還金等の受領者の告知                  ⑦ 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知                  ⑧ 先物取引の差金等決済をする者の告知                  ⑨ 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知                  ⑩ 特定口座開設届出書の提出をする者の告知                  ⑪ 非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知                  ⑫ 非課税口座開設届出書の提出をする者の告知                  ⑬ 未成年者非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知                  ⑭ 未成年者口座開設届出書の提出をする者の告知                  ⑮ 国外送金等をする者の告知書の提出                  ⑯ 国外証券移管等をする者の告知書の提出</p> <p><b>4. 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等</b>                  先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除について、適用対象となる先物取引の範囲から次に掲げる取引を除外する。                  ① 商品先物取引業者以外の者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引                  ② 金融商品取引業者等（金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者又は登録金融機関をいう。）以外の者を相手方として行う店頭デリバティブ取引</p>	<p>※平成28年10月1日以後に開始する取引につき適用する。</p>
	<p>Ⅲ. 復興支援のための税制上の措置</p>	<p><b>1. 特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の2,000万円特別控除</b>                  適用対象となる事業は東日本大震災からの復興のための事業であることを明確化した上、適用期限を5年延長する。</p> <p><b>2. 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例</b>                  適用対象となる内国法人の範囲を、その内国法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済につき中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更が行われたものとした上、適用期限を3年延長する。</p>	<p>※法人税についても同様とする。</p>
	<p>Ⅳ. 租税特別措置法等</p>	<p><b>1. セルフメディケーション(自主服薬)推進のための医療費控除の特例の創設</b>                  (1) 概要                  適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が12,000円(注1)を超えるときは、その超える部分の金額(注2)をその年分の総所得金額等から控除する。                  (注1) 保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。                  (注2) その金額が88,000円を超える場合は88,000円を限度とする。</p>	<p>☆OTC・・・Over The Counterの略で、市販薬(薬局のカウンター越しで販売する医薬品)という意</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>IV 租税特別措置法等 (続)</p>	<p>(2) 一定の取組の範囲 次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）をいう。 ① 特定健康診査 ② 予防接種 ③ 定期健康診断 ④ 健康診査 ⑤ がん検診 (3) 一定のスイッチOTC医薬品の定義 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品をいう。ただし、類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のもの除きます。 ◆ 医師に処方してもらう医療用医薬品ではなく、医療用医薬品の有効成分が転用（スイッチ）されたものとして薬局やドラッグなどで処方箋なしで買うことができる一般用薬品のこと、医療用としての使用実績などを踏まえ、一般用医薬品として適切であると考えられるものを対象として、製薬企業による開発・申請により厚生労働省の審議会による審議を経て承認されたものになります。 (4) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできない（現行の医療費控除との選択制）。</p> <p><b>2. 公益法人等に寄付をした場合の所得税額の特別控除制度</b> (1) 適用対象となる公益法人等の要件の変更・・・省略 (2) 対象となる寄付金の範囲の追加 特例の対象となる寄附金の範囲に、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構のうちいわゆる「パブリック・サポート・テスト要件」及び情報公開に関する要件を満たすものに対する寄附金であって、その寄附金が学生等に対する修学支援事業に充てられることが確実なものとして一定の要件を満たすことを所管庁が確認したものを加える。</p> <p><b>3. 国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得の特例</b> 国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。</p> <p><b>4. 中小企業者等の少額減価償却資産の必要経費算入の特例</b> 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額を必要経費に算入する特例の適用期限を2年延長する。</p>	<p>※平成28年分以後の所得税につき適用する。</p>
	<p>V その他</p>	<p><b>1. 非課税所得に関する改正</b> 非課税所得について次の措置を講ずる。 (1) 預貯金等の利子の非課税措置 義務教育学校の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入等をした預貯金等の利子等について、小学校及び中学校の児童又は生徒と同様に、所得税を課さない。 (2) 通勤手当の非課税限度額の引き上げ 非課税限度額を月額 <b>15万円</b>（現行：10万円）に引き上げる。 （注）平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当につき適用する。 (3) 学資に充てるために給付される金品 学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他対価の性質を有するものから、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、次に掲げるもの以外のものを除外する。 ① 法人である使用者からその法人の役員に対して給付されるもの ② 法人である使用者からその法人の使用人（役員を含む。）の配偶者その他のその使用人の特殊関係者に対して給付されるもの ③ 個人事業主からその個人事業主の営む事業に従事する親族（生計を一にする者を除く。）に対して給付されるもの ④ 個人事業主からその個人事業主の使用人の配偶者その他のその使用人の特殊関係者に対して給付されるもの</p>	<p>※平成28年4月1日以後に給付される金品につき適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	IV その他 (続)	<p>(参考) 所得税法第9条第1項 次に掲げる所得については所得税を課さない。 十四 学資に充てるため給付される金品(給与その他対価の性質を有するものを除く。)及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品</p> <p><b>2. 生命保険料控除等の控除証明書等の範囲の追加</b> 生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付等を行うこととされている控除証明書又は領収書の範囲に、保険会社等又は寄附金の受領者から電磁的方法により交付を受けた控除証明書又は領収書に記載すべき事項が記録された<b>電磁的記録を一定の方法により印刷した書面</b>で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。</p> <p><b>3. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等の見直し</b> 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(以下「国外転出時課税制度」という。)及び贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例(以下「贈与等時課税制度」という。)につき、次の措置を講ずる。 (1) 所得税の修正申告又は更正の請求 相続の開始の日の属する年分の所得税について贈与等時課税制度の適用を受けた居住者につき次に掲げる事由(全6事由)が生じたことにより、非居住者に移転した有価証券等(以下「対象資産」という。)が当初申告と異なることとなった場合には、その居住者の相続人は、その事由が生じた日から4月以内に、その相続の開始の日の属する年分の所得税について、税額が増加する場合等には修正申告書を提出しなければならないこととし、税額が減少する場合等には更正の請求ができることとする。 ① 未分割財産について民法の規定による相続分の割合に従って対象資産の移転があったものとして贈与等時課税制度の適用があった後に遺産分割が行われたこと。 ② 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと ③ その他(省略) (2) 納税猶予の期限満了日の延長 国外転出時課税制度又は贈与等時課税制度の適用がある場合の納税猶予に係る期限の満了に伴う納期限を、国外転出の日又は贈与の日若しくは相続の開始の日(以下「国外転出等の日」という。)から<b>5年4月</b>を経過する日(現行：5年を経過する日)とする。 ◆ 国外転出の日から納税猶予期限の満了日まで引き続き有している有価証券等の価額が、納税猶予期限の満了日に国外転出時の価額よりも下落している場合に下落した価額により国外転出時の課税の再計算をすることができるが、この特例を受けるには、現行では納税猶予期限の満了日から4ヶ月を経過する日までに更正の請求をしなければならず、納税猶予期限の満了に伴う納期限は国外転出時から5年(又は10年)を経過する日となっているため、一旦、納税猶予を受けていた税額を納付しなければならないため、それを解消するために納期限の延長をすることにした。 (3) その他・・・省略</p> <p><b>4. 申告書への個人番号記載不要措置</b> 給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、その提出をする者の個人番号及びその申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した<b>帳簿を備えているときは</b>、その提出をする者は、その申告書に、その帳簿に記載された<b>個人番号の記載を要しないものとする</b>。 ① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ② 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 ③ 退職所得の受給に関する申告書 ④ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書</p>	<p>※平成30年分以後の所得税につき適用する。</p> <p>※左記(1)は平成28年1月1日以後に左記事由が生じた場合につき適用する。</p> <p>※左記(2)は平成28年1月1日以後に納税猶予に係る期限の満了日が到来する場合につき適用する。</p> <p>※平成29年分以後の所得税につき適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期																																
個人課税 (所得税・住民税)	IV その他 (続)	<p><b>5. その他</b> 次に掲げるものは、引き続き所得税を課さず、また、国税の滞納処分による差し押さえを禁止する。</p> <p>(1) 児童扶養手当法の改正を前提に、同法の規定する児童扶養手当 (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金（所要の法令改正を前提とする。） (3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正により新たに支給されることとなる特別給付金 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正を前提に、同法の自立支援給付 (5) 児童福祉法の改正を前提に、同法の障害児通所給付費等として支給される金品 (6) 雇用保険法の失業等給付等（雇用保険法等の改正を前提とする。）</p>																																	
法人課税 (国税関係)	I. 成長志向の法人税改革	<p><b>1. 法人税率の段階的引き下げ</b> 法人税の税率（現行：23.9%）につき次のとおり段階的に引き下げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用開始事業年度</th> <th>適用税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月1日以後に開始する事業年度</td> <td>23.4%</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日以後に開始する事業年度</td> <td>23.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 減価償却制度の見直し</b> 平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の償却の方法について、定率法を廃止し、これらの資産の償却の方法を次のとおりとする（所得税についても同様とする。）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の区分</th> <th>償却方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物附属設備及び構築物（鉱業用の資産を除く。）</td> <td>定額法</td> </tr> <tr> <td>鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備及び構築物に限る。）</td> <td>定額法又は生産高比例法</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）リース期間定額法、取替法等は存置する。</p> <p><b>3. 欠損金の繰越控除制度等の見直し</b></p> <p>(1) 控除限度額の段階的引き下げ 平成27年度税制改正において講じた青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額の段階的な引下げ措置につき次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(平成27年度税制改正後)</th> <th colspan="2">(改正案)</th> </tr> <tr> <th>事業年度開始日</th> <th>控除限度割合</th> <th>事業年度開始日</th> <th>控除限度割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成27年4月～平成29年3月</td> <td rowspan="2">65/100</td> <td>平成27年4月～平成28年3月</td> <td>65/100</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月～平成29年3月</td> <td>60/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成29年4月以後</td> <td rowspan="2">50/100</td> <td>平成29年4月～平成30年3月</td> <td>55/100</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月以後</td> <td>50/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成27年度税制改正において講じた措置の施行時期の変更 平成27年度税制改正において講じた次の措置（平成29年4月1日施行）について、平成30年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用することとする。</p> <p>① 欠損金の繰越期間の延長措置 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を10年（現行：9年）に延長する措置</p>	適用開始事業年度	適用税率	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	23.4%	平成30年4月1日以後に開始する事業年度	23.2%	資産の区分	償却方法	建物附属設備及び構築物（鉱業用の資産を除く。）	定額法	鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備及び構築物に限る。）	定額法又は生産高比例法	(平成27年度税制改正後)		(改正案)		事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合	平成27年4月～平成29年3月	65/100	平成27年4月～平成28年3月	65/100	平成28年4月～平成29年3月	60/100	平成29年4月以後	50/100	平成29年4月～平成30年3月	55/100	平成30年4月以後	50/100	※付録②参照
適用開始事業年度	適用税率																																		
平成28年4月1日以後に開始する事業年度	23.4%																																		
平成30年4月1日以後に開始する事業年度	23.2%																																		
資産の区分	償却方法																																		
建物附属設備及び構築物（鉱業用の資産を除く。）	定額法																																		
鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備及び構築物に限る。）	定額法又は生産高比例法																																		
(平成27年度税制改正後)		(改正案)																																	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合																																
平成27年4月～平成29年3月	65/100	平成27年4月～平成28年3月	65/100																																
		平成28年4月～平成29年3月	60/100																																
平成29年4月以後	50/100	平成29年4月～平成30年3月	55/100																																
		平成30年4月以後	50/100																																

税目	内容	細目	適用時期																																			
法人課税	I. 成長志向の法人税改革(続)	<p>② 帳簿書類の保存期間の延長 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存要件における保存期間を<b>10年</b>(現行：9年)に延長する措置</p> <p>③ 更正の期間制限の延長 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を<b>10年</b>(現行：9年)に延長する措置</p> <p>④ 更正の請求期間の延長 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を<b>10年</b>(現行：9年)に延長する措置</p> <p><b>4. 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度</b> 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、適用期限(平成29年3月31日)をもって廃止することとし、関係規定を削除する。 なお、普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却ができる措置(即時償却)及び税額控除率の上乗せ措置は平成28年3月31日とされている適用期限を延長しない。</p> <p><b>5. 法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大(地方税)</b></p> <p>(1) 法人事業税の税率改正 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(現行)</th> <th>(改正案)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">付加価値割</td> <td>0.72%</td> <td><b>1.2%</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本割</td> <td>0.3%</td> <td><b>0.5%</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td>年400万円以下の所得</td> <td>3.1% (1.6%)</td> <td><b>1.9%</b> <b>(0.3%)</b></td> </tr> <tr> <td>年400万円超 800万円以下の所得</td> <td>4.6% (2.3%)</td> <td><b>2.7%</b> <b>(0.5%)</b></td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得</td> <td>6.0% (3.1%)</td> <td><b>3.6%</b> <b>(0.7%)</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率であり、その税率の制限税率を標準税率の2倍(現行：1.2倍)に引き上げる。</p> <p>(2) 地方法人特別税の税率の改正 資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税の税率を次のとおりとし、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(現行)</th> <th>(改正案)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割に対する税率</td> <td>93.5%</td> <td><b>414.2%</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置・・・省略</p>			(現行)	(改正案)			平成27年度	平成28年度以降	付加価値割		0.72%	<b>1.2%</b>	資本割		0.3%	<b>0.5%</b>	所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	<b>1.9%</b> <b>(0.3%)</b>	年400万円超 800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	<b>2.7%</b> <b>(0.5%)</b>	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	<b>3.6%</b> <b>(0.7%)</b>		(現行)	(改正案)		平成27年度	平成28年度	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割に対する税率	93.5%	<b>414.2%</b>	<p>※左記関係規定の削除は平成29年4月1日から施行する。</p>
				(現行)	(改正案)																																	
		平成27年度	平成28年度以降																																			
付加価値割		0.72%	<b>1.2%</b>																																			
資本割		0.3%	<b>0.5%</b>																																			
所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	<b>1.9%</b> <b>(0.3%)</b>																																			
	年400万円超 800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	<b>2.7%</b> <b>(0.5%)</b>																																			
	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	<b>3.6%</b> <b>(0.7%)</b>																																			
	(現行)	(改正案)																																				
	平成27年度	平成28年度																																				
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割に対する税率	93.5%	<b>414.2%</b>																																				
	II. 地方法人課税の偏在是正	<p><b>1. 法人住民税法人税割の税率の改正</b> 法人住民税法人税割の税率を次のとおりとし、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">(現行)</th> <th colspan="2">(改正案)</th> </tr> <tr> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県民税法人税割</td> <td>3.2%</td> <td>4.2%</td> <td><b>1.0%</b></td> <td><b>2.0%</b></td> </tr> <tr> <td>市町村民税法人税割</td> <td>9.7%</td> <td>12.1%</td> <td><b>6.0%</b></td> <td><b>8.4%</b></td> </tr> </tbody> </table>		(現行)		(改正案)		標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	<b>1.0%</b>	<b>2.0%</b>	市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	<b>6.0%</b>	<b>8.4%</b>																	
	(現行)			(改正案)																																		
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率																																		
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	<b>1.0%</b>	<b>2.0%</b>																																		
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	<b>6.0%</b>	<b>8.4%</b>																																		



税 目	内容	細 目	適用時期																
法人課税	Ⅱ. 地方法人課税の偏在是正 (続)	<p><b>2. 地方法人税の税率の改正</b>                      地方法人税の税率を <b>10.3%</b> (現行：4.4%) に引き上げ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <p><b>3. 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止</b>                      (1) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税は廃止し、法人事業税に復元する。                      (2) 地方法人特別譲与税は、平成30年8月譲与分をもって廃止する。</p> <p><b>4. 法人事業税交付金の創設</b>                      平成29年度から法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設する。                      (1) 道府県は、納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付する。                      (2) 都は、納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付し、特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とする。                      (3) 上記(1)及び(2)の市町村に対する交付については、従業者数を基準として行う。</p>																	
	Ⅲ. その他の地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置	<p><b>1. 地方拠点強化税制の拡充</b>                      雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）のうち地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置について、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度と重複して適用できることとする（所得税についても同様とする。）。                      なお、重複して適用する場合には、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の適用の基礎となる雇用者給与等支給増加額から、雇用促進税制の適用の基礎となった増加雇用者に対する給与等支給額として一定の方法により計算した金額を控除する。</p> <p><b>2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設</b>                      (1) 国税                      地域再生法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、地域再生法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法の地方創生推進寄附活用事業（仮称）に関連する寄附金を支出した場合には、その支出した<b>寄附金の額の合計額の20%</b>からその寄附金の支出について次の(2)による<b>法人住民税の額から控除される金額を控除した金額</b>とその支出した<b>寄附金の額の合計額の10%</b>とのうちいずれか少ない金額の<b>税額控除</b>ができることとする。ただし、<b>当期の法人税額の5%</b>を上限とする。</p> <p>(2) 地方税                      上記(1)に規定する寄附金を支出した場合には、法人事業税及び法人住民税から次のとおりそれぞれ税額控除ができる措置を講ずる。</p> <p>① <b>平成29年3月31日</b>までに開始する事業年度</p> <table border="1" data-bbox="635 1942 1464 2178"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税額控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人事業税額からの控除額</td> <td>寄附金の合計額×<b>10%</b> (注1)</td> </tr> <tr> <td>法人道府県民税法人税割からの控除額</td> <td>寄附金の合計額×<b>5%</b> (注1)</td> </tr> <tr> <td>法人市町村民税法人税割からの控除額</td> <td>寄附金の合計額×<b>15%</b> (注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) いずれも当期の法人事業税額、法人道府県民税法人税割、法人市町村民税法人税割の<b>20%を上限</b>とする。</p> <p>② <b>平成29年4月1日</b>以後に開始する事業年度</p> <table border="1" data-bbox="635 2291 1464 2527"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税額控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人事業税額からの控除額</td> <td>寄附金の合計額×<b>10%</b> (注2)</td> </tr> <tr> <td>法人道府県民税法人税割からの控除額</td> <td>寄附金の合計額×<b>2.9%</b> (注2)</td> </tr> <tr> <td>法人市町村民税法人税割からの控除額</td> <td>寄附金の合計額×<b>17.1%</b> (注2)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税額控除額	法人事業税額からの控除額	寄附金の合計額× <b>10%</b> (注1)	法人道府県民税法人税割からの控除額	寄附金の合計額× <b>5%</b> (注1)	法人市町村民税法人税割からの控除額	寄附金の合計額× <b>15%</b> (注1)	区分	税額控除額	法人事業税額からの控除額	寄附金の合計額× <b>10%</b> (注2)	法人道府県民税法人税割からの控除額	寄附金の合計額× <b>2.9%</b> (注2)	法人市町村民税法人税割からの控除額	寄附金の合計額× <b>17.1%</b> (注2)	<p>◆対象団体                      地方版総合戦略を策定する都道府県・市町村                      (注)主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象外</p> <p>◆対象事業                      地方創生を推進する上で効果の高い事業                      (注)地域再生計画を作成し、国が認定する。</p>
区分	税額控除額																		
法人事業税額からの控除額	寄附金の合計額× <b>10%</b> (注1)																		
法人道府県民税法人税割からの控除額	寄附金の合計額× <b>5%</b> (注1)																		
法人市町村民税法人税割からの控除額	寄附金の合計額× <b>15%</b> (注1)																		
区分	税額控除額																		
法人事業税額からの控除額	寄附金の合計額× <b>10%</b> (注2)																		
法人道府県民税法人税割からの控除額	寄附金の合計額× <b>2.9%</b> (注2)																		
法人市町村民税法人税割からの控除額	寄附金の合計額× <b>17.1%</b> (注2)																		

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	Ⅲ その他の地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置（続）	<p>(注2) 法人事業税については<b>当期の法人事業税額の15%</b>、法人道府県民税及び法人市町村民税についてはそれぞれの<b>法人税割額の20%</b>を限度とする。</p> <p>③ 二以上の都道府県又は二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係都道府県又は関係市町村ごとの控除税額については、法人事業税からの控除税額は課税標準額を基準として按分し、法人住民税からの控除税額は従業者数を基準として按分する。</p> <p><b>3. 国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除制度の創設</b>                      国家戦略特別区域法の改正により法人の指定制度が創設されることを前提に、青色申告書を提出する内国法人で、国家戦略特別区域の指定の日以後に設立され、同区域内に本店又は主たる事務所を有し、専ら特定事業（詳細は省略）を営むものであって、国家戦略特別区域法の改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に国家戦略特別区域担当大臣の指定を受けた法人（注1）については、その設立の日から5年間、所得の金額の20%の所得控除ができることとする。                      （注1）国家戦略特別区域外の事業所において一定の業務（注2）以外の業務を行わないものであること、その事業所に勤務する従業員の数の合計がその法人の常時使用する従業員の数の20%以下であること等の要件を満たすものに限る。                      （注2）一定の業務とは、調査、広告宣伝等の業務（補助的なものに限る。）とする。                      （注3）本措置の適用を受ける事業年度においては、「国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除制度」及び「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除制度」の適用はない。</p>	
	Ⅳ 復興支援のための措置	<p><b>1. 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度</b>                      復興産業集積区域に係る措置について、償却率又は税額控除率の引き下げ並びに適用対象建物等の範囲の見直しをした上で、その適用期限を5年延長する（所得税についても同様とする。）</p> <p><b>2. 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度</b>                      適用期限を5年延長するとともに、平成31年4月1日以後に指定を受けた法人の税額控除率を引き下げる（所得税についても同様とする。）。</p> <p><b>3. 被災代替資産等の特別償却制度</b>                      対象資産の見直し及び特別償却率の引き下げ等の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。</p> <p><b>4. 再投資等準備金制度</b>                      適用要件の見直し及び準備金の取り崩し期間の短縮を講じた上、その適用期限を5年延長する。</p> <p><b>5. 震災特例法に係る特定資産の買換えの場合等の課税の特例</b>                      被災区域である土地等又は建物等から国内にある土地等又は事業用の減価償却資産への買換えに係る買換資産の対象区域を限定した上、その適用期限を5年延長する（所得税についても同様とする。）。</p>	
	Ⅴ その他租税特別措置法等	<p><b>1. 交際費等の損金不算入制度</b>                      (1) 適用期限を2年延長する。                      (2) 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を<b>2年延長</b>する。</p> <p><b>2. 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻し還付制度の不適用措置</b>                      適用期限を2年延長する。</p>	

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	V. その他租税特別措置法等 (続)	<p><b>3. エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度</b>            次の見直しを行った上、その適用期限を<b>2年</b>延長する（所得税についても同様とする。）。</p> <p>(1) 風力発電設備について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却ができる措置（即時償却）を<b>廃止</b>する。</p> <p>(2) 対象資産のうち「太陽光発電設備」を、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備以外のものとする等の見直しを行う。</p> <p>(3) 税額控除の対象資産から車両運搬具を<b>除外</b>する。</p> <p><b>4. 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等</b>            繰越税額控除制度の廃止並びに一定の機械装置及び器具备品に係る即時償却を廃止をした上、その適用期限を2年延長する。</p> <p><b>5. 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等</b>            特別償却率又は税額控除率の引き下げ並びに繰越税額控除制度を廃止した上、その適用期限を2年延長する。</p> <p><b>6. 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)</b>            地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置以外の措置について、適用の基礎となる増加雇用者数の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（詳細は省略）</p> <p><b>7. 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度</b>            対象資産を障害者が労働に従事する事業所にあるものに限定し、圧縮記帳の特例と重複して適用できないこととする等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。</p> <p><b>8. サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度</b>            割増償却率の引き下げた上、その適用期限を1年延長する（所得税についても同様とする。）。</p> <p><b>9. 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例</b>            対象となる法人から常時使用する従業員の数が<b>1,000人</b>を超える法人を除外した上、その適用期限を<b>2年</b>延長する（所得税についても同様とする。）。</p>	
	VI. その他	<p><b>1. 組織再編税制</b>            所要の見直しを行う（株式交換又は株式移転に係る税制、共同事業を行うための新設合併、新設分割又は株式移転に係る適格要件）。</p> <p><b>2. 公益法人等の収益事業に係る課税の見直し</b>            省略</p> <p><b>3. 役員給与</b>            事前確定届出給与に関する届出不要となる給与及び利益連動給与の算定指標の範囲の明確化（詳細省略）</p> <p><b>4. 国庫補助金等の圧縮記帳</b>            対象となる国庫補助金等の範囲の見直しを行う（詳細省略）。</p> <p><b>5. 寄付金の範囲</b>            義務教育学校を設置する学校法人に対する寄附金について、小学校及び中学校を設置する学校法人に対する寄附金と同様に、<b>指定寄附金等</b>の対象とする（所得税についても同様とする。）。</p>	

税目	内容	細目	適用時期					
資産課税	I. 復興支援のための措置	<p><b>1. 登録免許税の免税措置(新設)</b>                      復興整備事業（被災市町村が集団移転促進事業により取得した土地を利用する事業に限る。）が実施される一定の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間にその復興整備事業の用に供するためその土地に関する権利をその被災市町村に対し交換により譲渡し、その交換によりその区域外の土地の所有権を取得した場合におけるその土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。</p>						
	II. 租税特別措置法等	<p><b>1. 印紙税の非課税措置(新設)</b>                      高等学校、大学等の生徒又は学生で経済的理由により修学に困難がある者に対して無利息その他一定の条件で行われる学資としての資金の貸付け（文部科学大臣の確認を受けたものに限る。）に係る消費貸借契約書のうち、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に作成されるものには、印紙税を課さないこととする。</p> <p><b>2. 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置</b>                      直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その対象となる<b>不妊治療</b>に要する費用には薬局に支払われるものが含まれること等を明確化する。</p> <p><b>3. 登録免許税の軽減措置の延長</b>                      (1) 特定創業支援事業による支援を受けて行う株式会社の設立の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を<b>2年</b>延長する。                      ① 適用対象に次に掲げる会社の設立の登記を加え、その登記に対する税率をそれぞれ次のとおり軽減する。</p> <table border="1" data-bbox="616 1339 1445 1544"> <thead> <tr> <th>適用対象</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合同会社</td> <td><b>3.5/1000</b>（最低税額<b>3万円</b>） （本則：7/1000（最低税額6万円））</td> </tr> <tr> <td>合名会社又は合資会社</td> <td>1件につき<b>3万円</b> （本則：1件につき6万円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 事業を開始した日以後5年を経過していない個人が特定創業支援事業による支援を受けた場合における会社の設立の登記を適用対象に加える。</p> <p>(2) 特定増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <p><b>4. 固定資産税の軽減措置(新設)</b>                      中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の制定を前提に、中小企業者等（注1）が、同法の施行の日から平成31年3月31日までの間において、同法に規定する認定生産性向上計画（仮称）に記載された<b>生産性向上設備</b>（仮称）のうち一定の<b>機械及び装置</b>（注2）の取得をした場合には、その機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の<b>2分の1</b>とする措置を講ずる。                      （注1）次の法人または個人をいう。                      イ. 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。資本金等を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人。                      ロ. 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人                      （注2）一定の機械及び装置とは次のいずれにも該当するものとする。                      イ. 販売開始から10年以内のもの                      ロ. 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの                      ハ. 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの</p> <p><b>5. 新築住宅・新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減免措置</b>                      それぞれ、その適用期限を2年延長する。</p>	適用対象	税率	合同会社	<b>3.5/1000</b> （最低税額 <b>3万円</b> ） （本則：7/1000（最低税額6万円））	合名会社又は合資会社	1件につき <b>3万円</b> （本則：1件につき6万円）
適用対象	税率							
合同会社	<b>3.5/1000</b> （最低税額 <b>3万円</b> ） （本則：7/1000（最低税額6万円））							
合名会社又は合資会社	1件につき <b>3万円</b> （本則：1件につき6万円）							

税目	内容	細目	適用時期
資産課税	Ⅲ その他	<p>1. 贈与税の配偶者控除の添付書類の変更</p> <p>贈与税の配偶者控除について、その適用を受けるための申告書に添付すべき登記事項証明書を、居住用不動産を取得したことを証する書類に変更する。</p>	<p>※平成28年1月1日以後に贈与取得した財産に係る贈与税につき適用する。</p>
消費課税	Ⅰ 消費税の軽減税率	<p>1. 消費税の軽減税率の導入（付録③～⑤参照）</p> <p>(1) 消費税の軽減税率制度                      消費税の軽減税率制度を、平成29年4月1日から導入し、あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を平成33年4月1日から導入する。                      それまでの間については、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。</p> <p>(2) 軽減税率対象品目及び税率                      軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等（以下「軽減対象課税資産の譲渡等」（仮称）という。）は次のとおりとし、軽減税率は<b>6.24%</b>（地方消費税と合わせて<b>8%</b>）とする。</p> <p>① 飲食料品の譲渡（注）                      ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡（注）                      （注）詳細は「付記」参照</p> <p>(3) 適格請求書等保存方式が導入されるまでの間の経過措置</p> <p>① 現行の請求書等保存方式の維持                      適格請求書等保存方式が導入されるまでの間における仕入税額控除制度については、現行の請求書等保存方式を維持する。                      ただし、課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、請求書等に記載されるべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに合計した対価の額」を加える。                      なお、これらの事項については、その請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記することを認める措置を講ずる。</p> <p>② 売上税額又は仕入税額の簡便計算                      売上げ又は仕入れを税率の異なるごとに区分することが困難な事業者に対して、売上税額又は仕入税額を簡便に計算することを認める措置を講ずる。</p> <p>(4) 適格請求書等保存方式の導入</p> <p>① 適格請求書の保存が仕入税額控除の要件                      請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」（仮称）から交付を受けた「適格請求書」（仮称）の保存を、仕入税額控除の要件とする。                      ◆適格請求書、適格請求書発行事業者については「付記」参照</p> <p>② 適格請求書発行事業者登録制度                      適格請求書発行事業者登録制度を創設し、平成31年4月1日からその申請を受け付けることとする（詳細は「付記」参照）。</p> <p>③ 適格請求書交付義務                      適格請求書発行事業者には、適格請求書の交付義務を課す。</p> <p>④ 適格請求書の交付義務免除                      適格請求書を交付することが困難である一定の取引については、適格請求書の交付義務を免除する。                      また、その取引に係る課税仕入れを行った事業者においては、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める。</p> <p>⑤ 免税事業者等から行った課税仕入れに係る経過措置                      適格請求書等保存方式の導入後一定期間については、免税事業者等から行った課税仕入れに係る消費税相当額に一定の割合を乗じて算出した額の控除を認める経過措置を講ずる。</p> <p>⑥ その他適格請求書等保存方式の導入に係る所要の措置を講ずる。</p> <p>(5) 軽減税率制度の導入に伴う安定的恒久財源の確保等                      軽減税率制度の導入に当たり、財政健全化目標を堅持し、安定的な恒久財源を確保するため、平成28年度税制改正法案において次に掲げる旨を規定する。</p>	<p>※左記(1)のインボイス制度及び(4)を除き、平成29年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、課税仕入れ、保税地域から引き取られる課税貨物につき適用する。</p> <p>※平成33年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、課税仕入れ、保税地域から引き取られる課税貨物につき適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
消費課税	I. 消費税の軽減税率 (続)	<p>① 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。</p> <p>② 財政健全化目標との関係や平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。</p> <p>(7) 軽減税率制度の円滑な導入・運用 軽減税率制度の円滑な導入及び運用のため、平成28年度税制改正法案において次に掲げる旨を規定する。</p> <p>① 軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって万全の準備を進めるため、政府・与党に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講ずる。</p> <p>② 軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税の確保の観点から、中小・小規模事業者の経営の高度化を促進しつつ、軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、軽減税率制度導入による簡易課税制度への影響、経過措置の適用状況などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずる。</p>	
	II. 車体課税の見直し	<p>1. 自動車取得税の廃止 自動車取得税は、平成29年3月31日をもって廃止する。 同日までの自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 自動車税及び軽自動車税における環境性能割(仮称)の創設 自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割(仮称)を設ける。これに伴い、現行の自動車税を自動車税排気量割(仮称)とし、現行の軽自動車税を軽自動車税排気量割(仮称)とする等、所要の措置を講ずる。 ※環境性能割：納税義務者等、課税主体、課税標準と免税点、徴収の方法、環境性能に応じた税率の適用及び非課税など・・・省略</p> <p>3. グリーン化特例の見直し及び延長 自動車税及び軽自動車税において講じている燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置(いわゆる「グリーン化特例」)について、適用期限を1年延長する。</p>	※平成29年4月1日から施行し、同日以後の自動車の取得に対して課する環境性能割につき適用
	III. その他	<p>1. 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し (1) 免税販売の対象となる下限額 ① 一般物品：5,000円以上(現行：1万円超) ② 消耗品：5,000円以上(現行：5,000円超) (2) 免税対象物品 免税対象物品から金又は白金の地金を除外する。</p> <p>2. 事業者向け電気通信利用役務の提供に係る消費税の内外判定基準の見直し (1) 国内事業者が国外事業所等において受ける場合 国内事業者が所得税法又は法人税法上の国外事業所等において受ける事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にも必要とするものについては、その事業者向け電気通信利用役務の提供に係る特定仕入れが国内以外の地域において行われたものとする。 (2) 国外事業者が恒久的施設において受ける場合 国外事業者が所得税法又は法人税法上の恒久的施設において受ける事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、国内において行う資産の譲渡等に必要とするものについては、その事業者向け電気通信利用役務の提供に係る特定仕入れが国内において行われたものとする。</p>	※平成29年1月1日以後に行われる特定仕入れにつき適用する。

税目	内容	細目	適用時期
消費課税	Ⅱ その他 (続)	<p><b>3. 高額資産を取得した場合における消費税の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し</b></p> <p>(1) 高額資産の仕入れ等を行った場合 事業者(免税事業者を除く。)が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内における高額資産(注)の課税仕入れ又は高額資産の保税地域からの引取り(以下「高額資産の仕入れ等」という。)を行った場合には、その高額資産の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度は適用しない。 (注) 高額資産とは、一取引単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産とする。</p> <p>(2) 自家建設をした場合 自ら建設等をした資産については、建設等に要した費用の額が税抜1,000万円以上となった日の属する課税期間からその建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間において、上記(1)の措置を講ずる。</p> <p><b>4. 教科用図書の譲渡、授業料等の非課税</b> 学校教育法の改正により創設される義務教育学校に係る教科用図書の譲渡、授業料等について、消費税を非課税とする。</p>	<p>※平成28年4月1日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合につき適用する。ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づき平成28年4月1日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合には適用しない。</p>
国際課税		<p><b>1. 日台民間租税取決めに規定された内容の実施に係る国内法の整備</b> 日台民間租税取決めに規定された内容を実施するため、台湾においてわが国の居住者又は内国法人に対して同様の権利が認められることを条件として、国税及び地方税に関し所要の措置を講ずる(詳細省略)。</p> <p><b>2. 移転価格税制に係る文書化</b> 移転価格税制に係る文書化制度につき「BEP Sプロジェクト」の行動計画に対応して示された勧告を踏まえ、所要の措置を講ずる(詳細省略)。</p> <p><b>3. 外国子会社合算税制等の見直し</b> 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(いわゆる「外国子会社合算税制」)等について、適用除外基準の適用方法等、所要の見直しを行う(詳細省略)。</p> <p><b>4. 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施</b> 平成26年度税制改正で措置された国際課税原則の帰属主義への変更(平成28年4月1日施行)を円滑に実施するため、国税及び地方税につき所要の措置を講ずる(詳細省略)。</p>	<p>※平成29年4月1日以後開始事業年度分の法人税につき適用</p> <p>※特定外国子会社等の平成28年4月1日以後開始事業年度から適用</p>
納税環境整備		<p><b>1. クレジットカード納付制度の創設</b> 国税の納付手続について、国税を納付しようとする者がクレジットカードに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとする。この場合において、納付受託者が国税の納付をしようとする者の委託を受けたときは、その委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等について所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. 加算税制度の見直し</b></p> <p>(1) 更正又は決定があるべきことを予知する前にされた修正申告等 調査を行う旨、調査対象税目及び調査対象期間の通知以後、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知((2)において「更正予知」という。)する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合(現行:0%)については<b>5%</b>(期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%)とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合(現行:5%)については<b>10%</b>(納付すべき税額が50万円を超える部分は15%)とする。</p>	<p>※平成29年1月4日以後に国税の納付を委託する場合につき適用する。</p> <p>※平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税につき適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
納税環境整備		<p>ただし、次の修正申告等については上記加算税の対象とせず、また、源泉所得税の<b>不納付加算税</b>についても上記見直しの<b>対象としない</b>。</p> <p>① 次のように調査対象を区分する場合において、調査対象とならない部分に係る修正申告</p> <p>イ. 調査の事前通知の際に納税者の同意の上、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合</p> <p>ロ. 一部の連結子法人の調査を行わないこととした場合</p> <p>② 他の税目における更正の請求に基づく減額更正に伴い、調査対象税目において必要となる修正申告等</p> <p>③ 相続税又は贈与税について、遺産分割が確定するなどして任意に行う修正申告等</p> <p>(2) 期限後申告等があった日前5年以内に無申告加算税等が課された場合          期限後申告若しくは更正予知による修正申告又は更正若しくは決定等(「期限後申告等」という。)があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目につき、更正予知による無申告加算税又は重加算税を課されたことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税の割合(15%、20%)又は重加算税の割合(35%、40%)につき、それぞれその割合に<b>10%加算する措置</b>を講ずる。          なお、過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、この見直しの対象としない。</p> <p><b>3. マイナンバー記載の対象書類の見直し</b></p> <p>提出者等の個人番号(マイナンバー)を記載しなければならないこととされている税務関係書類(申告書及び調書等を除く。)のうち、次に掲げる書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする。</p> <p>(1) 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類          (例) 所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、納税の猶予申請書</p> <p>(2) 税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類          (例) 非課税貯蓄申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書、非課税口座廃止届出書</p> <p>(3) 施行日前等の運用弾力化          上記(1)及び(2)の改正の趣旨を踏まえ、個人番号の記載を要しないこととする上記(1)の書類については、施行日前においても、運用上、個人番号の記載がなくとも改めて求めないこととする。          地方税に関しては、国税における手続と一体的に行われると考えられる手続については、その国税における手続の適用開始時期と合わせて適用を開始するものとする。また、それ以外の手続に係る適用の開始時期については、地方公共団体における円滑な施行が可能となるよう所要の措置を講ずる。</p> <p>(備考)          日本年金機構における個人情報流出問題を契機として、行政機関等がオンライン手続により利用者から個人番号の提供を受ける際のセキュリティ対策が重要視されていることを踏まえ、平成27年度税制改正で決定された「e-Taxの新たな認証方式」について、納税者利便にも配慮しつつ、早期にセキュリティ対策やなりすまし対策について再検討を行った上で実施する。</p> <p><b>4. 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し</b></p> <p>国税関係書類に係るスキャナ保存制度につき次の見直しを行う。</p> <p>(1) 承認の要件・・・詳細省略</p> <p>(2) スキャナの範囲          原稿台と一体となったものに<b>限定する要件を廃止</b>する。          この場合「スキャナ」とは、原稿をデジタル画像にデータ変換する入力装置を指しデジタルカメラやスマートフォン等の機器も含まれる。</p>	<p>※地方税に係る不申告加算金又は重加算金についても同様の加算規定を設ける。(過少申告加算金については見直しの対象としない。)</p> <p>※(1)の改正は平成29年1月1日以後に提出すべき書類につき適用し、(2)の改正は平成28年4月1日以後に提出すべき書類につき適用する。</p> <p>※平成28年9月30日以後に行う承認申請について適用する。</p>



税 目	内容	細 目	適用時期
納税環境整備		<p><b>5. 延滞税等の見直し措置</b>                      最高裁判決（平成26年12月12日）を踏まえ、申告をした後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告があった場合における延滞税等について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 延滞税                      増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額のうち、減額更正前に納付がされた部分に限る。）について、その申告により納付すべき税額の納付日から増額更正等までの間（減額更正が納税者からの更正の請求に基づきされたものである場合にあっては、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間を除く。）は、<b>延滞税を課さないこととする。</b>                      （注）上記の「申告により納付すべき税額」のうち、未納の税額については、減額更正（減額更正が納税者からの更正の請求に基づきされたものである場合にあっては、その減額更正がされた日から1年を経過する日）までの間、延滞税の対象とする。</p> <p>(2) 加算税                      増額更正等により納付すべき税額（その期限内申告があった場合において、その申告税額に達するまでの部分に限る。）については、<b>加算税を課さないこと</b>を法令上明確化する。</p> <p>(3) 地方税                      国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて個人住民税、法人住民税及び事業税に係る延滞金の計算期間等について所要の措置を講ずる。</p>	<p>※(1)は平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞税につき適用し、(2)は平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税につき適用する。</p> <p>※平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞金又は同日以後に申告書の提出期限が到来する地方税につき適用する。</p>
関 税		<p><b>1. 暫定税率の適用期限の延長等</b>                      平成28年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（431品目）について、その適用期限を平成29年3月31日まで延長する。など</p> <p><b>2. 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定関連</b>                      環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関し、今後、署名を経て協定文が確定され、必要な法制度と併せ、必要な時期に国会に提出される際には、関税制度につき以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 原産地手続等の規定の整備・・・省略                      (2) セーフガード手続等の規定の整備                      次に掲げる場合は、それぞれ関税率を引き上げる手続規定の整備</p> <p>① TPP協定締約国からの輸入が急増した場合                      ② TPP協定締約国が協定に違反した場合                      ③ TPP協定締約国からの牛肉、豚肉などの特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合 など</p>	

税 目	細 目	適用時期
検 討 事 項	<p><b>1. 年金課税</b> 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p><b>2. 金融所得課税の一体化</b> デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。</p> <p><b>3. 小規模企業等に係る税制</b> 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p><b>4. 寡婦控除</b> 寡婦控除については、家族のあり方にも関わる事柄であることや他の控除との関係にも留意しつつ、制度の趣旨も踏まえながら、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行う。</p> <p><b>5. 個人事業者の事業承継</b> 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。 また、取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。</p> <p><b>6. 都市農業</b> 都市農業については、今後策定される「都市農業振興基本計画」に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に関し、市街化区域外の農地とのバランスに配慮しつつ土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、生産緑地が貸借された場合の相続税の納税猶予制度の適用など必要な税制上の措置を検討する。</p> <p><b>7. 日本郵便株式会社に係る税制</b> 日本郵便株式会社等に係る税制上の措置については、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的確保のために必要な措置の実現に向けた検討とともに、引き続き所要の検討を行う。</p> <p><b>8. 医療に係る消費税等の税制</b> 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。</p>	

税 目	細 目	適用時期
検 討 事 項	<p><b>9. 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税</b>                      国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方については、平成27年度税制改正の実施状況、国際機関等の議論、欧州諸国等における仕向地主義に向けた対応、各種取引の実態等を踏まえつつ、課税の対象とすべき取引の範囲及び適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う。</p> <p><b>10. 酒税</b>                      酒税については、同一の分類に属する酒類間における税率格差が、商品開発や販売数量に影響を与え、それがひいては、酒税の減収にもつながっている。                      このため、類似する酒類間の税負担の公平性の観点や厳しい財政状況、財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、同一の分類に属する酒類間の税率格差を縮小・解消する方向で見直しを行うこととし、速やかに結論を得る。その際、消費者の影響緩和や酒類製造者の商品開発に配慮するため、一定の経過期間の下で段階的に実施することとし、税率構造の簡素化や各酒類の定義の見直し等も検討する。また、平成26年6月に、アルコール健康障害対策基本法が施行されたことにも留意する。</p> <p><b>11. 原料用石油製品等</b>                      原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化につき、引き続き検討する。</p> <p><b>12. 外国子会社合算税制</b>                      外国子会社合算税制については、喫緊の課題となっている航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方、租税回避リスクの高い所得への対応等を含め、外国子会社の経済実体に即して課税を行うべきとするBEP S（税源浸食と利益移転）プロジェクト最終報告書の基本的な考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る。</p> <p><b>13. 事業税における社会診療報酬</b>                      事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p><b>14. 収入金額による外形標準課税</b>                      現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。</p>	